

## (2) 地域における暮らしの再生

## ①地域の支え合い

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所			府省名
章	5 復興施策		内閣府
節	(2) 地域における暮らしの再生	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	① 地域の支え合い	⑤ 今後の災害への備え	作成年月
目	(iii)	(x viii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み			
<p>被災者・支援者一般向けの心のケアについてのリーフレット「ほっと安心手帳」について、心理的状況の変化に応じて災害発生直後から半年と災害発生半年後からの2種類を作成し、希望に応じて被災地を始めとする都道府県・政令指定都市等に送付するとともに、ホームページで公表した。</p> <p>平成21年度補正予算により都道府県に造成した地域自殺対策緊急強化基金について、被災者・支援者の心のケア等に積極的に活用されたい旨都道府県に周知した。</p>			
当面(今年度中)の取組み			
<p>第3次補正予算により、平成24年度分までとして地域自殺対策緊急強化基金に37億円を積み増し、被災3県及び全国において、被災者の孤立化防止のサロン活動、相談窓口、訪問支援等の整備、復旧、震災関連自殺の予防対策等を早急を実施する予定。</p>			
中・長期的(3年程度)取組み			
<p>東日本大震災の影響は被災地域や被災者の避難先地域を始め、経済情勢の激変や社会不安の増大を通じて全国に広がっており、自殺対策を取り巻く状況が一段と厳しさを増していることから、26年度までの出口戦略を策定し、毎年度の予算編成過程で必要額を判断し措置して、万全の対策が講じられるようにする。</p>			
期待される効果・達成すべき目標			
<p>東日本大震災の影響も含めた経済情勢の激変や社会不安の増大による自殺の増加という深刻な事態の招来を予防する。</p>			

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(iv) このほか女性の悩み相談を実施する。	平成 23 年 10 月
これまでの取組み		
<p>○ 東日本大震災に対応して、政府の行っている被災者に対する様々な支援について、子ども、女性、高齢者、障害者、心のケアのそれぞれの分野ごとに取りまとめ（「被災者の多様なニーズに対応した支援について」）、ホームページでの公表や被災自治体への送付等により情報提供を行い、女性等の悩みや暴力に関する相談窓口等の周知を行った。</p> <p>○東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業の実施</p> <p>(1)東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業(岩手) 民間団体に委託して、女性等の悩み・暴力相談窓口を設置し、被災地において女性等が安心して利用できるサービスを提供している。</p> <p>(2)東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業(宮城) 民間団体に委託して、女性等の悩み・暴力相談窓口を設置し、被災地において女性等が安心して利用できるサービスを提供している。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○上記事業の継続実施。</p> <p>○「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」を拡大して実施。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
引き続き「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」を実施すべく、予算要求を行っている。		
期待される効果・達成すべき目標		
○被災地において女性等が様々な不安、悩み、ストレス、暴力被害などを安心して		

相談できるサービスを提供することにより、被災女性等が抱える悩み等の解消を図り、その後の生活再建に向けた取組を促すことが期待できる。

○相談事業のため、定量的な成果目標を定めることが困難である。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	警察庁
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(iv) (略) さらに、被災地や避難先において被災者の治安に対する不安の解消や犯罪の抑止・検挙に向けた取組みを推進する。(略)	平成23年11月
<b>これまでの取組み</b>		
① 警察施設の復旧・整備 平成23年度第1次補正予算において、被災地における2警察署及び3待機宿舍の仮庁舎の整備等に係る補助金を措置し、現在、2警察署及び1待機宿舍の仮庁舎が竣工しているほか、残りの施設についても整備工事の契約を締結している。		
② 治安に対する不安の解消及び犯罪の抑止・検挙に向けた取組 ○ 被災地の犯罪取締機能を回復・維持するための特別機動捜査派遣部隊、及び制服警察官とパトロールカーからなる地域警察特別派遣部隊の派遣・活動 ○ 避難所や仮設住宅におけるチラシの配布等による防犯情報の提供 ○ 避難所における女性警察官等による相談受理活動 ○ 雇用創出のための基金事業等を活用した警戒警ら活動 ○ 震災に便乗した詐欺、悪質商法等に係る関連情報の収集、取締りの徹底、被害防止のための広報啓発活動及び犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供 ○ 全国の都道府県警察から少年非行や少年の犯罪被害の前兆等、震災に伴う特異な情勢について情報収集 ○ 復旧・復興関連の公共事業をめぐる各種不正に係る情報の収集・分析 ○ 被災地住民等による自主防犯活動への支援等を実施してきた。		
③ 交通安全施設等の復旧【再掲 5(1)①(ii)】		
④ 警察官による交通整理 震災により信号機が滅灯した主要交差点等において、警察官が交通整理を行っている。		
<b>当面(今年度中)の取組み</b>		
① 警察官の緊急増員 復旧・復興過程における治安事象の変化、増大に的確に対処するために、被災3県の警察官を緊急増員する。		
② 警察施設の復旧・整備(当面の取組段階) 平成23年度第3次補正予算において、警察署、交番、待機宿舍等の修繕等に要する経費を要求するとともに、平成24年度予算において、交番、駐在所の建て替え等に要する経費を要求している。		
③ 治安に対する不安の解消及び犯罪の抑止・検挙に向けた取組(当面の取組段階) 被災地の状況に応じつつ、各種活動に有効な装備資機材を整備するとともに、「治安に対する不安の解消及び犯罪の抑止・検挙に向けた取組」を引き続き実施する。		
④ 交通安全施設等の整備等(当面の取組段階)【再掲 5(1)①(ii)】		
⑤ 警察官による交通整理(当面の取組段階) 引き続き、震災により信号機が滅灯した主要交差点等において、警察官が交通整理を行う。		
<b>中・長期的(3年程度)取組み</b>		
① 警察施設の復旧・整備(中長期段階) 全壊・流失等の被害を受け建て替えを要する警察署、交番等の警察施設については、今後、被災地の都市計画等を踏まえ復旧を図る。		

<p>② 治安に対する不安の解消及び犯罪の抑止・検挙に向けた取組(中長期段階) 「治安に対する不安の解消及び犯罪の抑止・検挙に向けた取組(当面の取組段階)」を引き続き実施する。</p>
<p>③ 交通安全施設等の整備等(中長期段階)【再掲5(1)①(ii)】</p>
<p>期待される効果・達成すべき目標</p>
<p>① 「警察官の緊急増員」について 態勢を充実させ、犯罪を抑止・検挙するとともに、被災者の治安に対する不安を解消する。</p>
<p>② 「警察施設の復旧・整備」について 警察施設の復旧・整備を図り、警察活動の基盤を整えることにより、犯罪の抑止・検挙に向けた取組を推進し、被災地の治安の確保を実現する。</p>
<p>③ 「治安に対する不安の解消及び犯罪の抑止・検挙に向けた取組」について 被災地や避難先における犯罪被害の防止等を図るとともに、被災者の治安に対する不安を解消することにより、被災者が復旧・復興に専念できる基盤を確立する。</p>
<p>④ 「警察官による交通整理」及び「交通安全施設等の整備等」について 被災地における道路交通環境の安全・安心を確保することにより、被災者の不安を解消する。 被災3県の滅灯信号機については、街の復旧の遅れ等により当面復旧させないものを除き、平成23年中に主要交差点の復旧完了を目指す。 被災地におけるその他の交通安全施設等については、今後、道路整備やまちづくりの状況により大きく変化することが見込まれる道路交通環境に応じて整備する必要があるため、現状で数値目標を定めることは困難である。</p>

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	消費者庁
節	(2)	
項	①	作成年月
目	iv	平成 23 年 11 月
<b>これまでの取組み</b>		
<p>平成 23 年 5 月より、地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、被災地における相談窓口に関分野の専門家(弁護士、司法書士、行政書士、税理士等)を派遣し、被災者の方々の生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築に対する支援を行っているところ。</p> <p>また、同年10月からは、新たに日本司法支援センター(法テラス)と連携して、法テラスが開設した出張所に各分野の専門家を派遣している。これまでに1069人(のべ人日)を派遣(10月31日現在)。</p>		
<b>当面(今年度中)の取組み</b>		
<p>派遣団体との連携を一層強化する。また、引き続き地元ニーズの的確な把握に努め、引き続き派遣を行う。</p>		
<b>中・長期的(3年程度)取組み</b>		
<p>地元ニーズの的確な把握に努め、そのニーズにあった運用を行う。</p>		
<b>期待される効果・達成すべき目標</b>		
<p>生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築を支援することで、被災地の安全・安心の確保に向けて、その一助となるよう取組を進める。また、この効果については、施策の性質上、定量的にその効果・目標を数値化することは困難である。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	①地域の支え合い	作成年月
目	(iii) ※(3)①(iv)(ハ)にも再掲	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
(情報通信技術の活用を含めた環境整備について) <p>情報通信技術を活用した医療・健康情報の電子化・ネットワーク化の観点から、個人が自らの医療・健康情報を電子的に管理し、関係機関間が情報を安全かつ円滑に流通・連携することで継続性ある医療サービスを実現する広域共同利用型の医療情報連携基盤の構築に向けた実証を実施。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
(情報通信技術の活用を含めた環境整備について) <p>個人が自らの医療・健康情報を電子的に管理し、医療機関間で情報を安全かつ円滑に流通・連携することで継続性のある医療サービスを実現する広域共同利用型の医療情報連携基盤に求められる技術仕様を策定し、被災地における医療情報連携基盤の構築を促進する。</p> <p>あわせて、被災地域の医療圏において、医療機関等の保有する患者・住民の医療健康情報を、クラウド技術を活用して、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するための医療情報連携基盤の構築を支援し、東北メディカル・メガバンク構想(東北地域医療情報連携基盤構築事業)を推進する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
(情報通信技術の活用を含めた環境整備について) <p>被災地における、医療の再生と医療機関の復旧にあわせて、医療情報連携基盤の構築に対する支援を行い、東北メディカル・メガバンク構想(東北地域医療情報連携基盤構築事業)を推進する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
(情報通信技術の活用を含めた環境整備について) <p>被災地における継続的かつ一体的な医療サービスの提供、医師不足への対応、災害に強い医療情報システムを実現する。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法 務 省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	①地域の支え合い	作成年月
目	(iv)	平成 23 年 11 月
<b>これまでの取組み</b>		
<p>震災に伴って生起する様々な人権問題（原発事故に伴う風評に基づく差別的取扱い、いじめ等）について対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するため、人権教室の実施、シンポジウムの開催、ホームページにおけるメッセージの掲載、チラシの配布・ポスターの掲示等の人権啓発活動を実施したほか、避難所、仮設住宅等を訪問するなどして、被災者の心のケアを含めた人権相談に応じている。</p>		
<b>当面(今年度中)の取組み</b>		
<p>今後も、上記の原発事故に伴う風評に基づく差別的取扱い、いじめ等のほか、震災に起因する生活不安・ストレス等から、その他の様々な人権侵害事案が発生することが予想される。</p> <p>そこで、人権教室等の各種人権啓発活動を継続して行うとともに、仮設住宅等を訪問するなどして、被災者の心のケアを含めた人権相談を引き続き適切に実施していく。</p>		
<b>中・長期的(3年程度)取組み</b>		
<p>少なくとも当面は、震災をめぐる現在の人権状況（原発事故に伴う風評に基づく差別的取扱い、いじめ等の発生）の継続が予想される。</p> <p>そこで、平成24年度は、上記と同様の取組を引き続き実施し、それ以降も、その後の震災をめぐる人権状況に応じ、上記取組の見直し・強化等を検討していく。</p>		
<b>期待される効果・達成すべき目標</b>		
<p>上記の人権啓発活動によって、国民の人権に対する理解が深まり、人権侵害事案の発生を未然に防止することが期待される。また、被災者等からの人権相談に応じることによって、人権侵害の被害者の適切な救済や被災者に対する心のケアにつながることを期待される。</p> <p>なお、上記取組による効果（国民の人権に対する理解が深まったかどうか等）については、その達成度を数値で測れるものではないことから、定量的な成果目標を示すことは困難であるが、活動指標（シンポジウムの参加人数、仮設住宅の訪問等の回数）を設定しつつ、取組を進めていく。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法 務 省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	①地域の支え合い	作成年月
目	(iv) ほか	平成 23 年 11 月
<b>これまでの取組み</b>		
<p>被災地域において多数の保護司が活動困難な状況にあることから、被災地域を管轄する保護観察所では、限られたマンパワーにより、被災地域の保護観察対象者に巡回指導を実施するなど、当面可能な範囲での対応を行っている。</p>		
<b>当面(今年度中)の取組み</b>		
<p>平成 23 年度第 3 次補正以降に所要の予算が措置され次第、被災地域における再犯の防止及び被災時の保護観察等の業務継続体制の強化のため、以下の取組を実施。</p> <p>① これまでの体制を長期間維持することは困難であることから、被災地域に保護観察官の活動拠点を設置するなどして保護観察官が保護観察等を直接実施するための応急的な体制を整備し、保護観察処遇体制を再構築。</p> <p>② 被災地域における刑務所出所者等の就労先確保や職場定着を支援することにより、これらの者の再犯を防止。</p> <p>③ 更生保護官署のサーバを集約管理するとともに、既存システムのバックアップ体制の整備を図り、被災時の保護観察等の業務継続体制を強化。</p> <p>④ 刑務所（2 庁）に訓練用の小型建設機械と教材とを整備し、受刑者に小型建設機械の運転技能を付与する職業訓練を実施。</p>		
<b>中・長期的(3 年程度)取組み</b>		
当面（今年度中）の取組を引き続き実施予定。		
<b>期待される効果・達成すべき目標</b>		
<p>当面（今年度中）の取組により、被災地域における再犯の防止及び被災時の保護観察等の業務継続体制の強化が実現できる。各取組で達成すべき目標や期待される効果については、それぞれ以下のとおり。</p> <p>① 保護観察等の体制を応急的に整備するものであり、定量的な効果・目標の設定は困難であるが、被災地域における保護観察等を適切に実施することにより、再犯を防止する効果が期待できる。</p>		

- ② 平成23年度において、就労支援を実施した者のうち就労に至った者の割合を70%にすることを目標としており、被災地域における刑務所出所者等の就労先の確保や職場定着を支援することにより、再犯を防止する効果が期待できる。
- ③ 業務継続体制の強化を目的とするものであり、定量的な効果・目標の設定は困難であるが、この取組により、システムの運用効率を向上させるとともに被災時の保護観察等の業務継続体制を強化する効果が期待できる。
- ④ 資格取得者数年間20人を目標としており、被災地域の復興・都市再生に向けた取組に必須である土木関係等の職種への就労を支援し、復興需要という被災地ニーズに応えるのみならず、矯正行政が本来果たすべき受刑者の就労・社会復帰に資する効果が期待できる。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法 務 省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	①地域の支え合い	作成年月
目	(v)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>被災地からの要請に基づき、平成 23 年 4 月以降、矯正職員（刑事施設職員により編成される管区機動警備隊、少年鑑別所の心理技官、矯正施設の医師）を被災地に派遣し、①避難所の運営等支援や収容環境の整備、収容業務等、②地域住民等への心理相談や少年鑑別所における一般相談、③児童及び保護者に対する児童精神医学上のケアを実施している。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>被災地からの要請に基づき、平成 23 年度末までの間、矯正職員を被災地に派遣し、①避難所の運営等支援や収容環境の整備、移送・収容業務等、②地域住民等への心理相談や少年鑑別所における一般相談、③児童及び保護者に対する児童精神医学上のケアを継続的に実施する。</p> <p>また、補正予算成立に伴い、被災地の需要を調査・調整した上で、刑務作業を活用し、仮設住宅に必要な生活備品を製作・提供する。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
該当事項なし		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>矯正職員（刑事施設職員により編成される管区機動警備隊、少年鑑別所の心理技官、矯正施設の医師）を被災地に派遣することにより、被災者のニーズに応じた生活支援・心理的支援を図るとともに、国民や地域社会から理解され、支えられる矯正行政の実現を図る。さらには、刑務作業を活用して仮設住宅に必要な生活備品を援助することにより、受刑者に社会貢献の意識を持たせ、再犯防止を図る効果が期待される。</p> <p>避難所支援・矯正施設応援等については 22 回、心理相談活動等については 84 回、児童精神医学上ケアについては 44 回、仮設住宅生活備品については 2,500 台を予定している。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(v) 子ども・子育て支援については、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化をはじめ、子どもと子育て家庭に良質な成育環境を保障するための先駆的な取組みに対する支援を行うことにより、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第3次補正予算において、東日本大震災で被災した幼稚園・保育所が、被災地のニーズ等を踏まえ、幼保一体化施設（認定こども園）としての機能を備えて再開できるよう支援するための経費を措置する（18 億円、安心こども基金の積み増し（文部科学省分））とともに、復興交付金の中でも措置。</li> <li>○ 復興交付金には、基幹事業の対象事業に、「幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」を計上しており、上記「被災幼稚園等の幼保一体化施設（認定こども園）としての再開支援」と同様の事業を市町村等の復興計画等に基づいて実施できるよう対象事業としている。</li> </ul>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第3次補正予算に係る上記安心こども基金について平成24年度まで期限を延長し、被災地のニーズ等を踏まえ、幼保一体化施設（認定こども園）としての機能を備えて再開できるよう支援。</li> </ul>		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災地域の実情に応じた幼稚園・保育所の復旧・復興が実現し、子どもと子育て家庭に良質な成育環境が保障される。</li> </ul>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	①地域の支え合い	作成年月
目	(v) こうした考え方にに基づき、関係施設の複合化、多機能化を含めた施設の復旧を進め、…	平成 23 年 11 月
<b>これまでの取組み</b>		
<p>①東日本大震災を踏まえた学校施設の整備について、平成 23 年 7 月に取りまとめ、都道府県教育委員会等に送付した「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言において、学校施設と福祉施設・社会教育施設等との一体的整備といった地域の拠点として学校を活用するための方策などを示した。</p> <p>②学校の復興を計画する際の参考となるよう「学校からのまちづくり」を被災自治体に送付し、整備の手法として学校施設と他の公共施設の複合化について示した。</p>		
<b>当面(今年度中)の取組み</b>		
文部科学省ホームページへの掲載など、引き続き、普及啓発に努める。		
<b>中・長期的(3 年程度)取組み</b>		
文部科学省ホームページへの掲載など、引き続き、普及啓発に努める。		
<b>期待される効果・達成すべき目標</b>		
①② 被災地の復旧・復興及び全国の学校施設の安全性・防災機能の強化を進める上での参考となるよう、大震災の被害を踏まえた学校施設の整備方策等について取りまとめ、周知することを目的としている。		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(i)(iii) 地域包括ケア体制の整備 (ii)(中略) 在宅医療・介護への移行につながる地域医療提供体制の再構築の推進。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所等への介護サービスの提供や他施設への受入れ等により、介護サービス提供体制を確保してきた。</li> <li>○ 「地域包括ケア体制」の構築に向けて、国のバックアップの下、津波により被害を受けた市町村においてニーズ調査のモデル事業を実施している。</li> <li>○ また、被災各県のニーズに応じて、非被災県とのマッチングを行い、介護職員を派遣している。</li> </ul>		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ニーズ調査のモデル事業の検証結果を踏まえて、調査票等を標準化し、残りの被災市町村で統一的な手法による調査を実情に応じて実施する。</li> <li>○ 調査結果を活用し、地域包括ケア体制づくりに向けた具体的な取組みについて、市町村の復興計画(基本方針)に基づく具体の実施計画や事業計画に織り込み、地域住民へ提示する。</li> <li>○ また、サポート拠点の設置を推進することにより、現地のニーズに対応する。必要に応じて、派遣を継続する。</li> <li>○ 在宅医療の連携拠点となる医療機関の整備等による在宅医療の推進の支援にも活用できる地域医療再生基金について、岩手県、宮城県及び福島県に対して、平成23年度第3次補正予算で積み増しを行った。</li> </ul>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記の計画に基づき、介護保険サービスや住まいの場等の基盤整備等を行う。</li> <li>○ 地域医療再生基金の活用を通じて、引き続き、被災地の実情に応じて、在宅医療の推進を支援する。</li> </ul>		

期待される効果・達成すべき目標

○ 高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

(実績)

・老人福祉施設等の復旧

自治体からの協議件数 979 件のうち、632 件が着工済み(H23. 10. 27 現在)

・サポート拠点の整備

約 86 か所(H23. 10. 7 現在)

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(iii) 保健・医療(保健衛生施設)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>保健衛生施設等の災害復旧については、国による実地調査を行う前であっても、応急仮工事及び災害復旧工事に着手できることを周知しており、可能なものから着手している。</p> <p>また、対象施設の管理者、関係各県等の協力を得つつ、順次実地調査を行っている。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
引き続き、計画的に実地調査を行うとともに、復旧額が確定し、交付申請があり次第、交付決定を行う。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>東日本大震災により被害を受けた保健所、火葬場、精神科病院等の保健衛生施設等352施設について、施設及び設備の早期復旧を支援することにより、地域住民の健康確保、疾病予防など公衆衛生の確保を図る。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(iii) 保健・医療(障害施策)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所等への障害福祉サービスの提供や他施設への受入れなどにより、障害福祉サービス提供体制を確保してきた。</li> <li>○ 障害のある方への支援について、自治体職員、保健師及び相談支援専門員等が避難所や自宅を巡回し、支援が必要な方については障害福祉サービスなどにつなげる取組みを行ってきた。</li> <li>○ また、被災各県のニーズに応じて、非被災県とのマッチングを行い、介護職員等の派遣を行ってきた。</li> </ul>		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在、仮設住宅の建設等が進められており、その中において、 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害のある方のグループホームとして活用する形での仮設住宅の整備を進めるとともに、</li> <li>② 仮設住宅とともにサポート拠点を設置し、相談やサービスなどの生活支援を行う</li> </ul> </li> </ul> <p>ことなどにより、障害のある方が安心して暮らせる環境の整備を進める。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災地の障害福祉サービスの再構築のため、障害福祉サービス復興支援拠点を整備し、障害者就労支援事業所の業務受注の確保及び流通経路の再建等に取り組む。</li> <li>○ また、被災地における居宅介護事業所等の事業再開に向けた施設整備等を行う。</li> </ul>		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全壊・半壊の被害のあった施設(329 カ所)のうち、支援が必要な事業所への支援(23 年度は 120 人程度、24 年度は 100 人程度の人的支援)を行い、安定的な運営ができるようにすること。</li> </ul>		

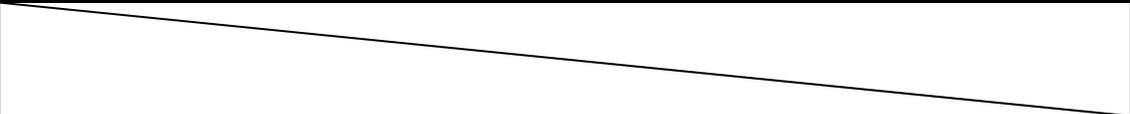
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(iii) (中略) 施設等の復旧のほか、専門人材の確保(以下略)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>医療従事者の確保については、これまで、医療関係団体の協力により医療従事者を派遣し、また、医療機関の人材確保支援にも活用できる地域医療再生基金について、被災3県に交付額の上限である120億円を確保するなどの取組を行っている。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>医療従事者を確保するため、①全国の医療関係団体で構成する「被災者健康支援連絡協議会」の協力を得て、医師等の派遣、②地域医療再生基金について、被災3県に対しては、平成23年度第3次補正予算で積み増しの計上などの支援を行う。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>地域医療再生基金の活用等により、引き続き、被災地での医療従事者の継続的な確保ができるよう支援を行う。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>被災地で医療従事者ができる限り確保されるよう取り組む。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(iii) 保健・医療(専門人材)	平成 23 年 11 月
<b>これまでの取組み</b>		
<p>被災県に対しては、発災直後から、厚生労働省のあっ旋・調整により、全国の自治体から、保健師や管理栄養士等を派遣し、避難所等での健康管理や衛生管理及び食事・栄養管理等の支援を実施してきた。</p>		
<b>当面(今年度中)の取組み</b>		
<p>被災自治体の健康支援活動の体制を強化するため、平成23年度第3次補正予算(案)で、介護基盤緊急整備等臨時特例基金を積み増し、地域保健活動を担う専門人材の確保など仮設住宅等を中心とした保健活動等への支援を行う。</p>		
<b>中・長期的(3年程度)取組み</b>		
<p>平成23年度第3次補正予算(案)により計上された基金により、引き続き、地域保健活動を担う専門人材の確保など、被災地域の実情に応じた継続的な保健活動等の支援を行う。</p>		
<b>期待される効果・達成すべき目標</b>		
<p>被災地の保健活動等への支援を行うことにより長期にわたる避難所・仮設住宅での生活を余儀なくされた被災者の健康状態の悪化を防ぐことができる。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(iii) 保健・医療(心のケア)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>○ 精神科医、精神保健福祉士、看護師等の平均4、5名程度で構成される心のケアチームが、保健師の活動等と連携をとって、避難所の巡回、被災者の自宅への訪問支援等を行ってきた。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 応急仮設住宅等での生活では、PTSD の症状が長期化したり、うつ病、不安障害になる人の増加が想定され、中長期にわたる継続的な心のケアが必要となると考えられることから、地域の医療機関や地域保健活動の機能を回復・充実させていくことが必要。</p> <p>○ 第三次補正予算では、地域の医療機関や地域保健活動の機能を回復及び充実させる観点から、長期継続的に心のケアを行う専門職を被災地に配置し、心のケアの必要な方に対する看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等による仮設住宅、自宅への訪問支援等を行うための予算を要求している。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○ 心のケアのための地域保健活動の継続的な実施を行うとともに、地域精神医療の回復・充実を図る。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 被災地で中長期にわたる継続的な心のケアを行うことにより、PTSD の症状が長期化したり、うつ病、不安障害になる人が増加することを抑えること。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2)地域における暮らしの再生 (3)地域経済活動の再生	
項	(2)①地域の支え合い (3)①企業、産業・技術等	作成年月
目	(2)①(iii)(中略)カルテ等の診療情報の共有化など(以下略) (3)①(iv)(ハ)(中略)医療・健康情報の電子化・ネットワーク化を推進するとともに(以下略)	平成23年11月
これまでの取組み		
当面(今年度中)の取組み		
<p>医療機関相互の情報連携基盤整備による医療情報連携の支援にも活用できる地域医療再生基金について、岩手県、宮城県及び福島県に対して、平成23年度第3次補正予算で積み増しを行った。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>地域医療再生基金の活用を通じて、引き続き、被災地の実情に応じて、医療情報連携の推進を支援する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>連携医療機関がそれぞれの診療データを相互に参照ができることで、より緊密な医療情報連携が可能となる。</p> <p>また、データを外部に別途保存するため、非常時のデータ参照に用いることが可能となる。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(iii) 保健・医療(透析)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>「厚生労働省防災業務計画」(平成 13 年2月 14 日厚生労働省発総第 11 号)個別疾病(人工透析)の災害応急対策に基づき、(社)日本透析医会と連携を図り、災害時情報ネットワークシステムを駆使して被災・避難した人工透析患者の状況把握、受入透析医療機関の確保、広域搬送の調整等に活用した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>東日本大震災時に、(社)日本透析医会と連携を図り、災害時情報ネットワークシステムを駆使して被災・避難した人工透析患者の状況把握、受入透析医療機関の確保、広域搬送の調整等を図ったが、その災害時情報ネットワークシステムの更なる機能強化を図り災害時の人工透析体制の強化を図る。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
引き続き、災害時情報ネットワークを駆使した人工透析体制の確保を推進する。		
期待される効果・達成すべき目標		
本事業の実施により、更なる人工透析体制の環境整備を進めることが出来る。		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(iii) 被災者が安心して保健・医療・・・(中略)・・・を受けられるよう、・・・(中略)・・・環境整備を進める。	平成 23 年 11 月
<b>これまでの取組み</b>		
<p><b>(1) 被保険者証なしでの受診・一部負担金等の免除</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被保険者証等を紛失した場合も、氏名、生年月日等を申し出ることによって医療機関で保険診療を受けることができることとした。(6月末日まで。7月1日からは被保険者証が必要。)</li> <li>○ 住宅が全半壊等した方、主たる生計維持者が死亡又は行方不明の方、原発の事故に伴う政府の避難指示等の対象となっている方などは、医療機関に一部負担金等を支払わずに受診できることとした。(6月末日までは、口頭で申し立てるだけで免除。7月1日からは、一部地域を除き、免除証明書が必要。)</li> </ul> <p><b>(2) 保険料の免除等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震災により、従業員に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている事業所の被保険者及び事業主や、主たる生計維持者の住宅が全半壊等した世帯等の保険料の免除、徴収猶予等を実施。</li> </ul> <p><b>(3) 保険者への財政支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一部負担金の免除や、保険料の減免を行った保険者への財政支援措置を実施。</li> </ul> <p><b>(4) 医療機関等への配慮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療機関等は、免除した一部負担金等を含め診療に要する費用の全額(10割)を審査支払機関に請求できることとした。</li> <li>○ 被災者の方を数多く受け入れた医療機関等については、医療法上の許可病床数を大幅に超過して入院患者を受け入れた場合等であっても、入院料の減額措置を行わないこととした。</li> </ul>		
<b>当面(今年度中)の取組み</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一部負担金の免除措置等を引き続き実施。(来年2月末まで。入院時食事療養費等の標準負担額の免除措置については、来年2月末までの間で別途定める期限までの間。また、9月30日に緊急時避難準備区域に関する指示が解除されたが、当分の間は免除措置等を継続。)</li> <li>○ 被災地における診療報酬の加算措置について、補助金や補償との役割分担を踏まえて、財源も含めて改定時までには検討。</li> </ul>		
<b>中・長期的(3年程度)取組み</b>		
		

### 期待される効果・達成すべき目標

- 期待される効果・達成すべき目標
  - ・ 被災者が必要な保険診療を受け、健康を保持できること
  - ・ 医療保険財政の安定
  - ・ 被災地の医療機関等の経営支援
- まだ生活にお困りの被災者の方が数多くいらっしゃる場所であり、達成時期について記載することは困難。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(IV) 地域において「絆やつながり」・・・	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉協議会、民生委員による見守り活動等により、応急仮設住宅等における孤立化の防止を図った。</li> <li>○ 貧困・困窮者「絆」再生事業を活用して、社会福祉協議会の生活支援相談員やNPO等による被災地のコミュニティの再生支援を行った。</li> </ul>		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者・障害者・生活困窮者等の生活を支えるため、三次補正予算において、貧困・困窮者「絆」再生事業を拡充し、被災地において、住民ニーズの把握、パーソナルサポート的な支援の導入、見守り等の支援体制の構築、関係者間の総合調整など、市町村等を主体とした地域支援の仕組みを支援する。</li> <li>○ 東日本大震災により地域コミュニティが崩壊している地域においては、本事業により地域コミュニティの復興を早期に支援することが可能となる。</li> </ul>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者や震災等の影響により地域で孤立した生活困窮者が地域社会で自立するための、総合的な支援を行う東北モデルを確立する。</li> <li>○ 東北モデルとして確立した総合的な支援体制は、地域福祉計画に位置づけ継続的に展開できる仕組みとする。また、東北モデルとして確立したもののうち、その他の地域においても有効と思われる手法について全国的に普及できるよう国から適切に市町村等に情報提供等の取組みを行う。</li> </ul>		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会的包摂の仕組みを取り入れた地域コミュニティの復興、地域で孤立した生活困窮者の自立、安定した生活の支援。</li> <li>○ 自治体やNPOなど関係者間の総合調整を図るとともに、社会福祉協議会や民生委員、自治会等の既存の組織・仕組みを活用しながら事業を実施するため、効率的に事業を行うことができる。</li> </ul> <p>※予算額：145億円(事業期間は平成24年度末まで) ・対象地域：被災3県を基本としつつ、県外避難者等を支援するため、全国を対象とする。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(v) ……関係施設の複合化、多機能化を含めた施設の復旧を進め…部分	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
○ 一次補正において、小学校や福祉施設等の敷地を活用した保育所等の仮設園舎の整備、保育所等の復旧等により、被災した児童福祉施設を復旧。(約47億円)		
当面(今年度中)の取組み		
○ 3次補正において、東日本大震災で被災した幼稚園・保育所等の復興に当たり、子育てサービスを総合的・一体的に行う基盤を整備・強化出来るよう、子育て関係施設の複合化、多機能化を支援するための経費を措置。(安心子ども基金の積み増し(厚生労働省分16億円))		
中・長期的(3年程度)取組み		
○ 関係者の意向を踏まえ、幼保一体化をはじめ、子どもと子育て家庭に良質な生育環境を保障するための先駆的な取組に対する支援を行うことにより、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築する。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 子育て関係施設の複合化、多機能化を支援することで、被災地の子どもや子育てを総合的・一体的に支える基盤が整備・強化される。		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(v)・・・ 両親が死亡・行方不明の場合に里親制度を活用する・・・部分	平成 23 年 11 月
これまでの取組		
<p>○ 両親を亡くした児童の多くは親族とともに生活しており、親族里親等の制度も積極的に活用していただけるよう周知し、認定を推進した。  ※親族による里親の申請 114 件(児童 159 人)うち認定 112 件(児童 156 人)  (10 月 26 日現在)</p> <p>○ また、おじ・おばは里親手当が支給される養育里親に変更した(9月1日より)。</p>		
当面(今年度中)の取組		
<p>○ 引き続き、児童相談所の職員が、両親を亡くした子ども等への支援のため、親族による里親の認定を推進する。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組		
<p>○ 里親制度を活用することにより、両親が死亡又は行方不明となった児童を養育する親族に対して経済的支援を行うとともに、訪問支援や相互交流などにより支援を行う。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 両親が死亡・行方不明である児童の健やかな成長と、将来の自立を図る。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	①地域の支え合い	作成年月
目	(v)…児童福祉に携わる専門職種の者による相談・援助等の支援…部分	平成23年11月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災地の児童相談所職員と他県の児童相談所職員がチームを組んで、各避難所を巡回し、現状の把握に努めるとともに両親を亡くした児童の確認や面談、養育と生活に関する親族との話し合いを実施。</li> <li>○ 第1次補正予算で、安心こども基金を27億円積み増しし、地方自治体において、児童福祉の専門職種の者が、必要に応じてスクールカウンセラー等と連携を図りながら、被災した児童への相談・援助に関する取組を推進。</li> <li>○ 10月27日、厚生労働省の要請により、恩賜財団母子愛育会の日本子ども家庭総合研究所が「東日本大震災中央子ども支援センター」を設置するとともに、同センターの下に関係する職能団体、学会、専門職の養成校、民間団体等が支援方策について協議を行い、協働して支援活動を展開するための「東日本大震災中央子ども支援センター協議会」を設立(同日第1回を開催)。</li> </ul>		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省と「東日本大震災中央子ども支援センター」が密接に連携し、被災地で不足している子どもの心の専門家の派遣など、中長期的な支援体制の構築を図る。</li> </ul>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、厚生労働省と「東日本大震災中央子ども支援センター」が密接に連携し、被災地で不足している子どもの心の専門家の派遣など、中長期的な支援を行う。</li> </ul> <p>※平成24年度概算要求において、東日本大震災により被災した子どもの心のケアなどの支援体制を構築するため、巡回支援等を行う専門家(医師・心理担当職員・保育士等)の被災自治体への配置、専門家派遣の支援体制の整備などを行う経費を要求。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災地の子どもが健やかに成長できるよう、きめ細かな対応を図る。</li> </ul>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(v) …母子家庭に対する貸付等の経済的支援…部分	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>○ ひとり親家庭が必要な支援を受けられるよう、支援策の概要等を記載したチラシの配布により支援策を周知するとともに、自治体で相談員を配置して訪問等を行う取組を安心子ども基金で促進。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ ひとり親家庭への個別の相談支援を促進するなど、支援策の活用促進を図るとともに、被災した母子家庭等に対する母子寡婦福祉資金の貸付の推進に取り組む。 ※3次補正において、母子寡婦福祉資金貸付金の原資を積み増し(16億円)。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○ 母子家庭に対する母子寡婦福祉貸付金の貸付等による支援策を継続して実施するとともに、就業支援なども含め、総合的な自立支援策を引き続き推進していく。 ※24年度概算要求で、被災した母子家庭等に対し、母子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を行うため、復旧・復興枠により貸付原資の増額(8億円)を要求した。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 母子家庭に対する経済的支援や就業支援など総合的な自立支援施策を推進し、母子家庭の生活の安定と向上を図る。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2)地域の支え合い (3)事業規模と財源確保	
項	①地域の支え合い②雇用対策 ⑦コミュニティを支える生業支援	作成年月
目	①(vi)地域の実情に即したコミュニティ再建 ②(iv)個人事業者や商店等の復興 ⑦(i)地域コミュニティを支える多様な生業を復元し、維持可能となるよう支援	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>(株)日本政策金融公庫による東日本大震災復興特別貸付を新設し、融資による支援及び補助金等を活用し、訪問理容・美容や仮設店舗における営業など被災生活衛生関係事業者の1日も早い事業再開を支援。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>東日本大震災復興特別貸付による、被災した生活衛生関係事業者等を支援。また、津波で甚大な被害を受けた被災理・美容師が実施する訪問理・美容に必要な訪問理・美容キットやクリーニング業者が本格的な営業再開前に仮設店舗で仮営業するため利用する共同利用工場の費用を支援することなどにより、被災生活衛生関係事業者の早期自立を支援。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>東日本大震災復興特別貸付による資金繰り支援や事業用施設の復旧・整備支援などにより生活衛生関係事業者の自立への支援を進める。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
生活衛生関係事業者の自立		

被災地における林業・木材産業の復興			
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所			府省名
章	5 復興施策		農林水産省
節	(2)	(3)	
項	①	④	作成年月
目	(i)	(i)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 仮設住宅等の復旧資材確保のため、木材加工流通施設の復旧を支援。</li> <li>○ 被災した林業者等の経営再建のための金融支援を実施。</li> </ul>			
当面(今年度中)の取組み			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 復興木材の安定供給のため、搬出間伐、路網整備、境界の明確化、高性能林業機械の導入、加工流通施設整備、バイオマス関連施設整備など川上から川下まで一体となった対策を支援。</li> <li>○ 被災した木材加工流通施設の復旧を支援することにより地域材の加工流通体制を整備するとともに、被災地における木造公共建築物の整備により、地域材利用を推進</li> <li>○ 被災者の円滑な就業を支援するため、新規林業就業者への研修等を支援。</li> </ul>			
中・長期的(3年程度)取組み			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、復興木材の安定供給のため、搬出間伐、路網整備、境界の明確化、高性能林業機械の導入、加工流通施設整備、バイオマス関連施設整備など川上から川下まで一体となった対策を支援。</li> </ul>			
期待される効果・達成すべき目標			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 持続可能な森林経営の確立を図るとともに、復興住宅等への地域材利用を推進。</li> </ul>			

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(iii)被災者が安心して保健・医療(心のケアを含む。)、介護・福祉・生活支援サービスを受けられるよう、施設等の復旧のほか、専門人材の確保、医療・介護間の連携の推進、カルテ等の診療情報の共有化など、情報通信技術の活用を含めた環境整備を進める。また、「地域包括ケア」の体制整備や地域医療提供体制の再構築の際には、民間が医療・介護機関と連携して行うサービス提供も活用する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>高齢化や疾病構造の変化により多様化する医療・介護関係のニーズに応えるため、民間事業者と医療機関が連携した新たな医療・介護周辺サービスの創出・提供に伴う課題抽出を目的とした調査事業を行っているところ。</p> <p>また、国民が地域を問わず、質の高い医療サービスを受けることを可能にするため、個人の健康・医療情報を電子的に管理・共有・活用する仕組み及び専門機関間の情報共有の仕組みの構築を行っている。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>平成23年度第3次補正予算として計上している「東北復興に向けたヘルスケア構築推進事業」において、被災地の多種多様な医療・介護ニーズが十分に満たされるよう、民間事業者が医療・介護機関と連携し、医療周辺サービス(運動指導等)を提供する拠点・仕組み作りを推進する。また、個人による医療情報の管理・活用と複数医療機関間における情報共有を可能とする情報システムの策定、被災地での実装等を行う。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>上記事業の成果を踏まえて、公的保険を補完しながら多様なニーズに応えつつ、患者や消費者本位の質の高い医療・介護周辺サービスの供給体制を構築する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>本事業の成果指標として、公的保険外の医療・介護周辺サービスに参入している、または公的保険外のサービスと連携してサービスを提供している医療機関数とし、</p>		

平成27年度までに15件を目標としてその東北地方全体への展開の進捗を確認していく。